

個別施設計画

土木総務課No. 30

策定年月日 令和1年12月2日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	長沼ダム管理事務所車庫	所管所属名称	東部土木事務所登米地域事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	庁舎	小分類	単独庁舎
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	単独庁舎	建築日	2014/3/4
経過年数	5年	耐用年数	50年	目標使用年数	65年
運営方式	直営	管理者名称	東部土木事務所登米地域事務所	全延床面積(m ²)	106.12
所在地	登米市迫町北方字富永30-7				
2 計画期間					
令和2年度から令和11年度までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検調査結果票」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項, 第156条第1項 行政機関設置条例第15条ほか		必要性の有無	有	
業務内容	行政組織規則第95条6項				
必要性の判断理由	ダム及び導水路の堤防の現状を把握するには除草を行い、のり面状態を確認する必要がある。そのための除草機械と、運搬する車両を格納する施設で迫川流域の治水の安全を図るためにも必要性が高い施設である。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和3年度現在で、築8年で、耐用年数50年(目標使用年数65年)となっていることから新しい建物となっている。 令和元年9月に実施した県有建築物保全点検結果では、喫緊に修繕を要する箇所がないが、今後とも計画的な保全点検に努めながら、適正な維持管理をしていく。				

(参考様式：調査結果票)

県有建築物保全点検調査結果票（準用版）

施設名称：No.30 長沼ダム管理事務所 車庫

延べ面積：106.12 m² 1 階建て

所在地：登米市迫町北方字富永30-7

竣工年月：2014/03/04 非木造

点検日：2019/09/05 5年経過

番号	調査項目		調査結果	写真番号
2 建築物の外部				
(2)	基礎		基礎の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(6)~(10)	外壁	躯体	外壁躯体の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(11)~(14)		外装仕上げ材等	タイル、モルタル等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
3 屋上及び屋根				
(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(2)~(4)	屋上周り (屋上面を除く)		パラベット、笠木の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(5)			排水溝の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(7)	屋根 (屋上面を除く)		屋根の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
5 避難施設等				
(8)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(25)	排煙設備等 その他	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(39)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(特記事項)				